平成２７年（フ）第１１９５号
札幌市白石区栄通６丁目16番20号　プラザイン白石102号
債務者　鈴木　彩夏
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２１７号
札幌市東区北22条東18丁目４番23号　ノースプラザ22―202号
債務者　鈴木　孝憲
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２１９号
札幌市豊平区平岸１条６丁目１番20―701号
債務者　萬年裕治郎
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２２８号
札幌市手稲区新発寒７条２丁目４番１号　ソシアルトミイＮＯ．51－２号
債務者　岩崎　正裕
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７号
山形県鶴岡市東新斎町11番48号川名ハイツＢ号室
債務者　髙橋ひとみ
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第２１４号
埼玉県狭山市富士見１丁目30番７号　コスモ狭山富士見611
債務者　藤間　大貴
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３３７号
埼玉県入間郡三芳町みよし台７番地２　ハイデルみずほ402号
債務者　室井　沙樹
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２３５９号
大阪市住之江区浜口西１丁目12番７号　メゾン住吉公園201号
債務者　衛藤由美子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０４９号
大阪市生野区中川東１丁目11番23号　シュウ中川東　302号
債務者　美馬千惠子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１３９号
大阪市淀川区十三東１丁目５番８号マンションアポロ13号
債務者　岡田　康史
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７６号
大阪市都島区都島中通２丁目１番25―204号
債務者　戎崎　政吉
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２１７号
大阪市港区池島３丁目５番２―701号
債務者　土取　公子（旧姓山手）
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２３８号
大阪府大東市大野２丁目４番26号　白芳荘12―３号
債務者　飯田　芳男
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２３９号
大阪府大東市大野２丁目４番26号　白芳荘12―３号
債務者　飯田　美紀
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５号
山形県鶴岡市長者町３―13レオパレスグリフォン208号室、住民票上の住所山形県最上郡舟形町長沢417番地３
債務者　岸　　司
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部